

鳥取県みどりの食料システム戦略推進事業費補助金交付要綱

制 定 令和5年7月11日付第202300081730号
最終改正 令和7年3月25日付第202400313897号
鳥取県農林水産部長通知

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県みどりの食料システム戦略推進事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取県みどりの食料システム戦略の推進に向けた取組の支援を目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（ただし、1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。）以下とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、知事が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 グリーンな栽培体系加速化事業、有機転換推進事業及び有機農業拠点創出・拡大加速化事業の補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から起算して、知事が、その財源に充当する国の交付金の交付を申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数に30日を加えた日数が経過する日までの間に行うものとする。

2 とっとりエコ・グリーン農産物の販路確保支援事業及びとっとりエコ・グリーン農業PR事業の補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

3 本補助金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。

4 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、補助事業ごとに別表の第5欄に定めるもの

外の変更とする。

- 2 第5条第1項及び第2項の規定は、変更等の承認について準用する。この場合において、第1項中「財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当該交付の決定」とあるのは、「変更等について国の承認を申請してから当該承認」と読み替えるものとする。

(遂行状況の報告)

第7条 グリーンな栽培体系加速化事業及び有機農業拠点創出・拡大加速化事業を行う補助事業者は、本補助金の交付の決定があった年度の12月31日現在において、様式第3号により事業遂行状況報告書を作成し、翌月15日までに知事に報告しなければならない。

(実施状況の報告)

第8条 有機転換推進事業を行う補助事業者は、本補助金の交付の決定があった年度の12月31日現在において、みどりの食料システム戦略推進交付金交付要綱（令和4年4月1日付け3環バ第341号農林水産事務次官依命通知）及びみどりの食料システム戦略緊急対策交付金交付等要綱（令和4年12月8日付け4環バ第245号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付等要綱」という。）の実施要件に即して実施したことを確認するための生産記録等の書類と、国交付等要綱に基づく書類を添付し、翌月15日までに知事に報告しなければならない。ただし、収穫が翌年に行われる品目を生産するなどの場合にあつては、取組終了前であってもその取組見込みの書類を添付しなければならない。有機農産物の日本農林規格（平成12年1月20日農林水産省告示第59号。以下「有機農産物規格」という。）別表1の肥料及び土壌改良資材又は有機農産物規格別表2の農薬を農産物の生産過程等において使用した場合は、使用した資材について、有機農産物規格別表1又は有機農産物規格別表2に定められた基準を満たしていることを証明する書類等の写しを添付しなければならない。

(実績報告の時期等)

第9条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業等の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日と交付決定を受けた年度(以下「交付決定年度」という。)の翌年度の4月10日のいずれか早い日とする。
 - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。
 - 3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が、交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超えるときは、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
 - 4 補助事業者が仕入控除税額を含む額で交付決定を受けた一般課税事業者であつて、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合においては、確定次第速やかに様式第4号により速やかに知事に報告を行うこととする。なお、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(財産の処分制限)

第10条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間とする。

- 2 規則第25条第2項第4号の財産を定めるに当たっては、次に掲げる財産を定めなければならない。ただし、当該財産以外の財産を定めることを妨げない。
 - (1) 取得価格又は効用の増加価格が500千円以上の機械及び器具
 - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの
- 3 第5条第1項及び第2項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(収益納付)

第11条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があったことを知った日から10日以内に、知事にその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合において、知事はその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、補助事業者はこれに従わなくてはならない。

(補助金の返還等)

第12条 国交付等要綱に基づき補助金を返還する義務が生じた場合は、グリーンな栽培体系加速化事業、有機転換推進事業及び有機農業拠点創出・拡大加速化事業を行う補助事業者に対し、補助金の返還を求めるものとする。

(提出書類の部数等)

第13条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、正本1部とする。

2 グリーンな栽培体系加速化事業、とっとりエコ・グリーン農業PR事業にあつては、農業振興局生産振興課に提出しなければならない。

3 有機転換推進事業、有機農業拠点創出・拡大加速化事業及びとっとりエコ・グリーン農産物の販路確保支援事業にあつては、所管の地方事務所（東部農林事務所、東部農林事務所八頭事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、西部総合事務所日野振興センターをいう。）の長に提出しなければならない。

(財産に関する書類の保管)

第14条 補助事業者は、事業により取得した財産について、処分制限年度を経過するまでの間、様式第5号及びその他関係書類を整備、保管しなければならない。

(雑則)

第15条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年11月8日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和6年3月22日から施行し、令和6年度事業から適用する。

2 前項の規定にかかわらず、令和5年度までに鳥取県環境に配慮した持続可能な農業総合対策事業にて交付決定をした補助事業については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、令和7年3月25日から施行し、令和7年度事業から適用する。

別表（第3条、第6条関係）

1 対象事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 補助率	5 重要な変更
とっとり エコ・グ リーン農 産物の販 路確保支 援事業	有機認証事業者、鳥取県 特別栽培農産物認証事業 者、JGAP、GLOBAL A.L.G.A.P、AS IAGAP取得者、環境 負荷低減事業活動実施計 画の認定者（以下、みど り認定生産者）（食パラ ダイス鳥取県ブランド団 体支援交付金の交付対象 団体は除く） ただし、同一補助事業者 による申請は、同一年度 においては原則1回まで とする。	イベントなどでの消費者交 流及び市場調査、販路開 拓、制度PRを行うために必 要な経費（旅費、宿泊費、 出展料、会場使用料、バス 借上料、機器リース代、ト レー等の試食用資材（試食 用農産物・加工品を除 く）、サンプル送料（サン プル代を除く）、パッケー ジデザイン版下製作費、PR 資材製作費）	1/2以内（た だし、個人は 単年度あたり 10万円、法人 又は団体は単 年度あたり30 万円を上限と する。）	補助金の増額によ るもの
とっとり エコ・グ リーン農 業PR事 業	鳥取県内に事業所を有す る法人又は個人事業主 で、かつ交付申請以前に 営業を開始し、農産物の 販売実績のある小売、販 売事業者等 ただし、同一補助事業者 による申請は、同一年度 においては原則1回まで とする。	有機農産物、鳥取県特別栽 培農産物、GAP認証農産 物、みどり認定生産者の生 産した農作物等、環境にや さしい農産物に関する特設 コーナーの設置等PRに係 る以下の経費 ・外注費 ・会場整備費 ・広告宣伝費等 その他、本事業に必要な経 費で、生産振興課長が必要 と認めるもの	1/2以内 補助上限 1事業者当たり 20万円	補助金の増額によ るもの
グリーン な栽培体 系加速化 事業	協議会等	組織活動、試験研究機関で の実用化調査及び現地適応 性の実証、消費者理解の醸 成の取組及び情報発信に係 る経費 ただし、国交付等要綱に記 載されている経費であるこ と	定額（スマー ト農業機械等 の導入1/2 以内）	みどりの食料シス テム戦略推進交付 金交付要綱（令和 4年4月1日付け 3環バ第341号農 林水産事務次官依 命通知）及びみど りの食料システム
有機転換 推進事業	農業者（ただし、国交付 等要綱の「交付申請者」 の要件を満たすこと）	生産資材の切替え等に係る 転換初年度の掛かり増し経 費 ただし、国交付等要綱に記 載されている経費であるこ と	定額（2万円 /10a以内） ただし、下限 面積は10a	戦略緊急対策交付 金交付等要綱（令 和4年12月8日付 け4環バ第245号 農林水産事務次官 依命通知）の別表

有機農業 拠点創出 ・拡大加 速化事業	市町村、市町村が参画す る協議会	有機農業のモデル先進地区 の取組に係る経費 ただし、国交付等要綱に記 載されている経費であるこ と	定額（機械リ ース費に係る 経費のみ1／ 2以内）	（重要な変更）に 掲げるもの
------------------------------	---------------------	---	------------------------------------	-------------------